

県南広域振興局長告示第56号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成22年4月9日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0372500272	衣川訪問介護事業所	奥州市衣川区古戸53番地1	奥州市	平成22年3月31日

2 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0372500280	衣川訪問入浴介護事業所	奥州市衣川区古戸53番地1	奥州市	平成22年3月31日
0370900144	一関市訪問入浴介護事業所	一関市竹山町7番2号	一関市	〃